

一般社団法人びわ湖の素DMO定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人びわ湖の素DMOと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県米原市に置く。

2 この法人は、必要に応じて理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 米原市およびその周辺地域における様々な資源を活用し、観光宣伝および観光客の誘致等に関する事業を行い、米原市における観光事業の振興と健全なる発展に努め、地域経済の活性化および文化の振興ならびに国際観光の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

<公益事業>

- (1) 観光情報の受発信、誘客宣伝、案内・送客に関する事業
- (2) 地域における観光資源の発掘、開発と活用、保全に関する事業
- (3) 観光地域づくりに関する市場調査の実施、統計分析等の調査研究事業
- (4) 公益観光ルートの開発および周遊観光促進のための交通サービスに関する事業

<収益事業>

- (5) 観光物産の開発と販売（EC サイトの運営を含む）に関する事業
- (6) 観光に関連する公共施設等の管理運営に関する事業
- (7) 旅行業法に基づく旅行業者代理業および旅行サービス手配業の事業
- (8) 労働者派遣業の事業
- (9) 手荷物預かりおよび運送の取次事業
- (10) 酒類販売業の事業
- (11) 損害保険代理店業の事業
- (12) 前各号に掲げる業務に附帯または関連する事業

<その他事業>

- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な業務

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または法人その他の団体
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するものであって理事会の承認を得たもの。
- (3)名誉会員 この法人に功労のある者または学識経験者であって代表理事が推薦し、理事会の承認を得たもの。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員または賛助会員になろうとする者は、この法人所定の様式を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時および毎年、会員は理事会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出しなければならない。

2 前項の規定のほか、次に掲げる事由により退会するものとする。

- (1)総社員の同意
- (2)死亡または解散
- (3)破産
- (4)1年間分以上会費等を滞納したとき

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3)この法人に対して、不当な要求を行い、法人の運営に支障をきたしたとき。
- (4)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格

を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、または解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事および監事の選任または解任

(3) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散および余剰財産の処分

(6) 事業計画および予算の承認

(7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

2 前項第6号の規定にかかわらず、予算補正の承認および即時に判断しなければこの法人の運営に支障をきたす事象が発生した場合は理事会の決議事項とする。

(開催)

第14条 総会は、定期総会として毎事業年度末日の翌日から3か月以内に1回開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、代表理事に都合もしくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い業務執行理事がこれを招集する。

2 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもつて、開催の1週間前までに各正会員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に都合もしくは支障があるときは、総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 正会員は、この法人所定の様式で委任状その他の代理権を証する書面を代表理事に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の決議の省略)

第 20 条 総会の決議の目的たる事項について、理事または正会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名押印する。

第 5 章 役員

(役員)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 4名以上8名以内
 - (2)監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 理事のうち3名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 4 会長は一般社団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事および常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、法令およびこの定款で定めるところにより、業務を執行する。
- 3 副理事長は代表理事を補佐する。
- 4 専務理事および常務理事は、代表理事、副理事長を補佐し、その業務を執行する。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令およびこの定款で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

5 理事および監事は、再任を妨げない。

(役員の解任)

第 27 条 理事および監事は総会の議決によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役および顧問)

第 29 条 この法人に相談役および顧問を置くことができる。

2 相談役および顧問は、理事会の推薦により代表理事が若干名を委嘱する。

3 相談役および顧問は、代表理事の諮問に応じ、諮問した事項に対し助言を与えるものとする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事および業務執行理事の選定および解職

(招集)

第 32 条 理事会は代表理事が招集し、理事会の日の 1 週間前までに各理事および各監事に対して招集の通知を発しなければならない。ただし、通知の発する方法は問わない。

2 代表理事に都合もしくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い業務執行理事がこれを招集する。

3 第 1 項の規定にかかわらず理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に都合もしくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い業務執行理事がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事（代表理事に都合もしくは支障があるときは出席理事）および監事がこれに署名または記名押印する。

第 7 章 専門部会

(専門部会)

第 36 条 この法人の事業の効果的かつ円滑な運営を図るため、代表理事が必要と認めるとときは、理事会の決議を経て専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員は、理事会の決議を経て代表理事が委嘱するものとし、その他専門部会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 37 条 この法人の事務を円滑に処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て代表理事が定める。

第 9 章 資産および会計

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画および収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告および決算)

第 40 条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 124 条第 1 項の監査を受

けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6)収支計算書

(7)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(余剰金の分配)

第41条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事業所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雜則

(規程等の制定)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て、別に定める。

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

第13章 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事並びに設立時会計監査人は、次に掲げる者とする。

設立時理事 日向 寛、草野丈太、大澤 健、世森伸吾、吉澤千春

設立時代表理事 住所 滋賀県米原市長岡997番地38

氏名 日向 寛

設立時監事 八幡篤信、石川秀美

4 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 滋賀県米原市下多良三丁目1番地1

設立時社員 米原市商工会 会長 日向 寛

住 所 滋賀県米原市甲津原530番地

設立時社員 奥伊吹観光株式会社 代表取締役 草野 丈太

住 所 滋賀県米原市杉沢314番地の2

設立時社員 株式会社メリーデイズ 代表取締役 大澤 恵理子

住 所 滋賀県米原市世継746番地2

設立時社員 有限会社魚万商店 代表取締役 世森 伸吾

住 所 福井県敦賀市砂流40号7番地の8（櫛林）

設立時社員 吉澤 千春

5 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人びわ湖の素DMOを設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年3月 日

設立時社員 米原市商工会
会長 日向 寛 印

設立時社員 奥伊吹観光株式会社
代表取締役 草野 丈太 印

設立時社員 株式会社メリーデイズ
代表取締役 大澤 恵理子 印

設立時社員 有限会社魚万商店
代表取締役 世森 伸吾 印

設立時社員 吉澤 千春 印